～第10回ビジネスデスクレポート～

アメリカ　～PL 訴訟大国の現状と対策～

2012．1

日本では 1995 年に施行されたＰＬ（Product Liability）法【製造物責任法】は、アメリカでは 1960 年代に既に施行されています。日本と比べてＰＬ訴訟の歴史は長いうえに実例も多く、ＰＬ訴訟関連の“一大市場”が出来上がっているといっても過言ではありません。

シアトルの地方裁判所（控訴裁判所）

近年アメリカでのＰＬ訴訟における評決額は減少の傾向にありましたが、リーマンショック以降は再び増加しています。２００８年は約４億 ９００万ドル、２００９年は約８億３４００万ドル、２０１０年に至っては約１１億ドルに達しています。

アメリカではタバコによる肺がんで死亡したとしてタバコメーカーが約２８０億ドルの支払いを命じられるなど、巨額のＰＬ訴訟が有名ですが、金額が大きくなる理由は下記の４点が考えられます。

要　因	内　　容
１　ディスカバリー制度	訴訟が開始した直後に、裁判所の関与なく、訴訟の関連証拠について原告被告双方で開示しあう制度。企業はこの制度により製品に関するあらゆる情報を開示しなければならず、一般消費者が大企業と対等に裁判で争うことができる。
２　弁護士の成功報酬制度	アメリカの弁護士は成功報酬で仕事を引き受けるので、製品の欠陥により被害を蒙った消費者は資金がなくても訴訟を起こすことができる。
３　弁護士の数が多い	アメリカには約 100 万人の弁護士がいて競争が激しいため、自ら被害者に対し積極的に訴訟を促す弁護士もいる。
４　懲罰的損害賠償制度	アメリカには被告に対し、現実に発生した損害よりも極めて高い賠償金を支払わせて同様の事故を防ぐという制度があり、裁判で陪審員が企業側の対応に強い怒りを感じた場合などは想像もつかない巨額の懲罰的賠償が課せられる。上記の評決額の内の大半はこの懲罰的損害賠償金である。

特に上記４については、裁判の経験が少なく、反論資料などの書類をスムーズに準備で

きない中小企業にとっては極めて大きなリスクとなります。
　このような状況を踏まえ、最低でも下記の対応を取ることが必要でしょう。

【１】 取扱説明書において、製品特有の危険に対する警告や誤使用による事故を防止するための指示や注意喚起を十分に記載する。
《アメリカで実際に使われている記載例》
・身に付けたままの衣料にあてないでください。　⇒　アイロン
・飛行には使えません。　⇒　マント
・赤ちゃんを乗せたまま折り畳まないでください。　⇒　ベビーカー

【２】設計上や製造上、及び上記【１】の指示や注意喚起について、企業として最善を尽くしていることがわかるデータや社内体制記録を常に整備し、訴訟発生時直ちに資料を提出できるようにする。迅速に対応することで陪審員や判事の印象を良くするため。

【３】保険料は高額であるが、ＰＬ訴訟の経験が豊富な優良保険会社に付保し、万が一裁判所から訴状が届いた場合には直ちに保険会社と対策を検討する。保険会社は弁護士の選定・答弁書提出の準備・関連の調査や和解交渉などを代行する。

　アメリカでは、大企業であってもＰＬ訴訟で巨額の賠償を命じられ、中には倒産してしまった例なども存在します。また、巨額の賠償金が結局は製品価格に転嫁され、消費者が負担することになるなど、アメリカ経済を揺るがす要素になっていると指摘する声があります。
　しかしながら、一方ではメーカーにとってＰＬ訴訟対策を想定しながら製品の安全性を追求することは、製品自体の完成度を高めるチャンスという考え方もあります。いずれにしましてもアメリカ市場で自社製品を販売するためには、ＰＬ訴訟対策は不可欠であり、多額の費用を負担してでも参入する価値がある市場なのかどうか等を含めて経営戦略として十分に検討することが必要です。